

次期子ども・若者支援計画策定について

令和6年4月25日（木）

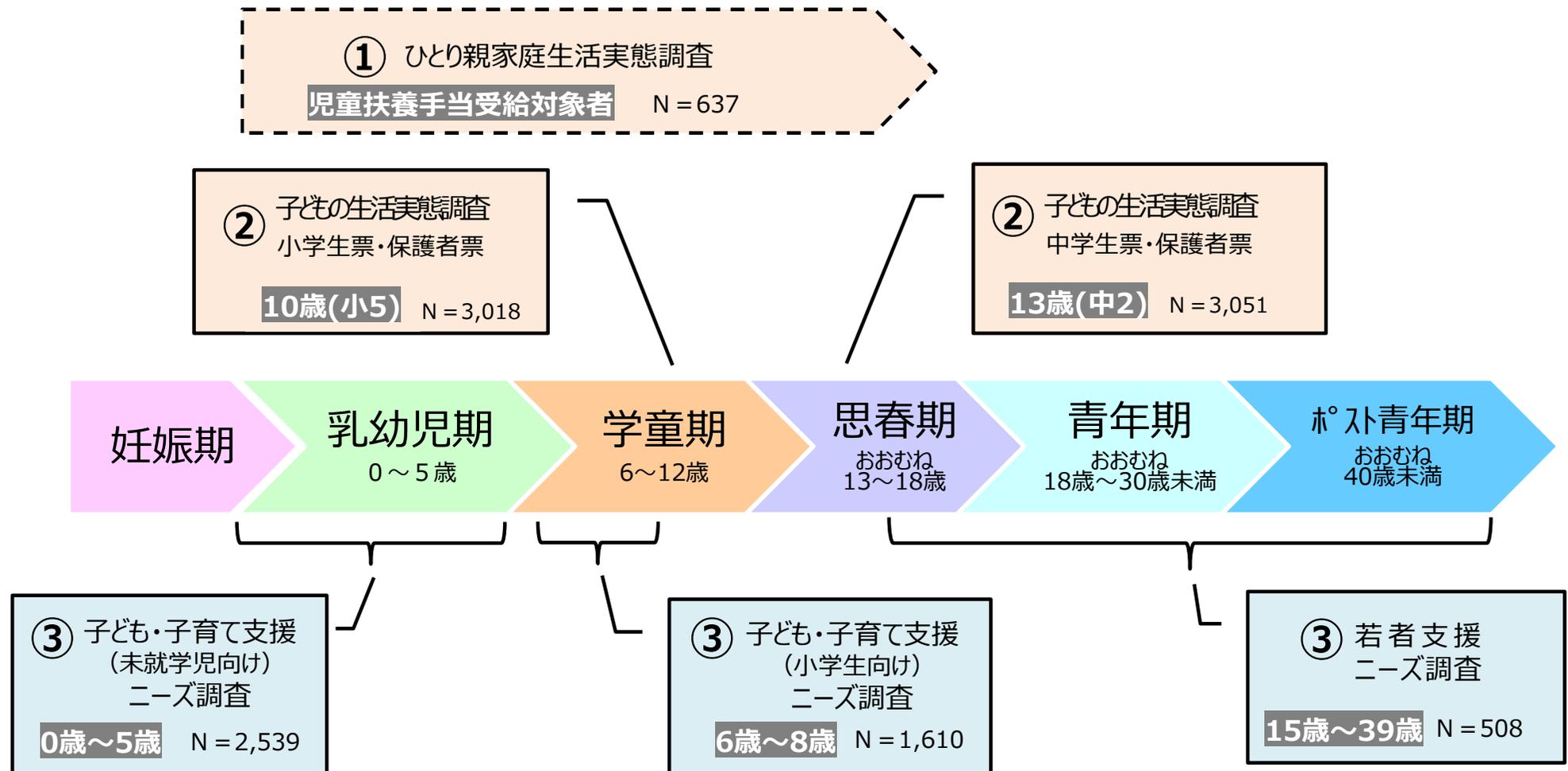
第1回大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

目次

- 1 令和5年度に実施したアンケート調査について . . . 2ページ
- 2 次期子ども・若者支援計画の位置付け . . . 5ページ
- 3 次期子ども・若者支援計画の重点項目の検討について . . . 7ページ
- 4 令和6年度に実施する子ども・若者等の意見を聴取し、
反映させるための取組について . . . 9ページ
- 5 今後のスケジュール . . . 10ページ

1 令和5年度に実施したアンケート調査について

令和5年度に、次期子ども・若者支援計画策定に向けた各種アンケート調査を実施。



1 令和5年度に実施したアンケート調査について

令和6年2月19日児童福祉専門分科会（調査結果速報報告時）でのご意見について

ひとり親家庭生活実態調査

- ◆ 調査対象者を限定していることでバイアスがかかっていることから、ひとり親家庭全体の傾向を分析できるよう考慮しなければならない。
- ◇ 計画の策定にあたっては、同時期に実施した滋賀県調査（無作為抽出）のデータも活用し、比較することで本市の傾向の把握に努めます。

子どもの生活実態調査

- ◆ 「答えたくない」という回答データからも、特性が読み取れるのではないか。
- ◇ <悩んでいること>に「答えたくない」と回答した子ども350人について分析をしてみると、全体と比較して、朝食を毎日摂取すると回答した割合や学校をほとんど欠席・遅刻・早退しないと回答した割合が低い傾向にあるなど、生活状況に課題を抱えている可能性が考えられます。
今後、必要な支援の検討にあたっては、データ分析により担当課と連携を図ります。

1 令和5年度に実施したアンケート調査について

令和6年2月19日児童福祉専門分科会（調査結果速報報告時）でのご意見について

子ども・若者支援ニーズ調査

- ◆ 結婚したくてもできない、子どもを持ちたいけれど持てない若者が必要としている支援を読み取ることができる分析を。
- ◇ <未婚者>で<将来子どもを持ちたい>と回答した若者は117人（若者全体の22.2%）おり、そのうち、<理想よりも予定の子どもの人数が少ない>と回答した人は23人（同4.5%）、さらに、<子どもを持ちたくても持てない（予定が0人）>と回答した人は13人（同2.6%）います。これらの若者が理想とする子ども的人数を持つために必要な支援についてみると、全体と比較して重視する支援の割合に大きな差はありませんでした。

子ども・若者の意見聴取事業

- ◆ 学校現場や教育委員会と上手に連携して、子どもとの交流を通じて意見を聴いてほしい。
- ◇ 教育委員会においても「教育振興基本計画」策定にあたって子どもの意見を聴く取組を行うことから、子ども自身や学校現場の負担も考慮し、連携して取組を進めます。
- ◆ 高校生や大学生だけではなく、すべての子どもの意見を聴く必要があるということを意識して取り組んでほしい。
- ◇ 次期計画においては、子どもの意見を聴く取組を重点施策に位置付け、継続的に取り組むことを検討しています。取組の中では、国が示すガイドラインに沿って、小学生や乳幼児であっても、発達段階に応じてその思いや願いを受け止めること、成果にとらわれすぎずにまずは子どもの話したいことを聴くことを大切にします。

2 次期子ども・若者支援計画の位置付け

- ・令和5年4月1日に子ども家庭庁が発足し、子ども基本法が施行された。
- ・法には、国は、子ども施策を総合的に推進するために子ども施策に関する基本的な方針等を定める「子ども大綱」を策定し（第9条）、地方自治体は、大綱を勘案して子ども計画を策定することの努力義務が課せられている（第10条）ことが規定されている。
- ・その他、子ども施策を策定、実施、評価するにあたり、対象となる子どもや子育て当事者等の意見を聴取し、反映させるために必要な措置を講じなければならない（第11条）。

※「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢を上限とするとは規定していない（第2条）



子ども計画の策定は、子ども施策に関し、総合的かつ一体的に子ども施策を進めていく上で非常に重要であることから、**次期子ども・若者支援計画を、子ども計画として位置付ける**

2 次期子ども・若者支援計画の位置付け

次期子ども・若者支援計画については、こども大綱を踏まえ、「こども計画」として位置づける。

一体的に策定

◆こども計画（こども基本法）

- ◆子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
- ◆次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）
- ◆子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）

内包

- ◆子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律）
- ◆ひとり親家庭自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法）
- ◆母子保健を含む成育医療等に関する計画
- ◆新・放課後子ども総合プラン

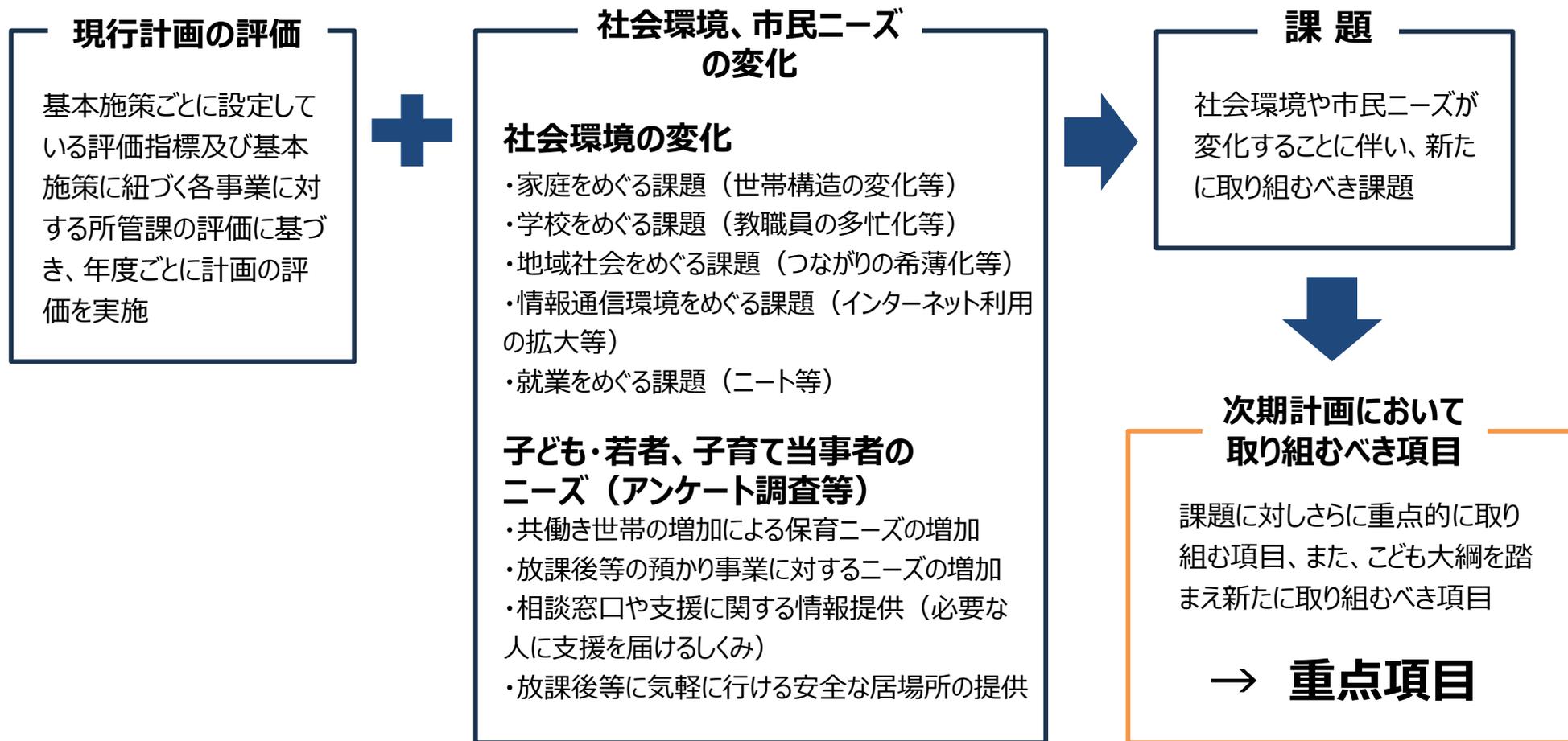
関連計画

- ◇大津市地域福祉計画 ◇健康おおつ2 1・大津市食育推進計画
- ◇おおつ障害者プラン ◇大津市教育振興基本計画
- ◇大津市男女共同参画推進計画 etc.



3 次期子ども・若者支援計画の重点項目の検討について

次期子ども・若者支援計画策定にあたっては、現行計画を評価したうえで、社会環境や令和5年度に実施したアンケート調査による子ども・若者、子育て当事者のニーズ等を踏まえたうえで、今後5年間で取り組むべき**重点項目**を設定する



3 次期子ども・若者支援計画の重点項目の検討について

目指す姿1 おおつの子ども・若者は まちづくりを担う一員として意見を言うことができる

- ・子ども・若者が自分たちの権利について学ぶ機会をつくります
- ・子ども・若者の権利について大人が学ぶ機会をつくります
- ・子ども・若者が安心・安全に意見を言うことができる場をつくります
- ・子ども・若者、子育て当事者の意見を尊重し、対話しながら子育て支援を考えます

目指す姿2 おおつの子ども・若者は 安心・安全な教育・保育環境で健やかに成長することができる

- ・子育て世帯が必要に応じて安心して子どもを預けられる環境を整備します
- ・子どもの健やかな育ちのため、子育て世帯のニーズに応じた地域の子育て支援策を整備します
- ・すべての子どもの育ちを保障するため、教育・保育の質の向上や保育士等の人材育成・確保を進めます

目指す姿3 おおつの子ども・若者は 必要な支援を途切れなく受けて自立できる

- ・子ども・若者の状況に応じて、必要な支援を途切れなく行います
- ・自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを、関係機関が連携し切れ目なく支援します
- ・支援が必要な人を把握し、情報を確実に届けるとともに、必要な支援が活用できるようサポートします

目指す姿4 おおつの子ども・若者は 地域の中で、自分らしく過ごすことができる

- ・すべての子ども・若者が安心して、自分らしく過ごせる居場所を見つけられるよう、多様な居場所づくりを進めます
- ・様々な居場所での子ども・若者に対する気づきから、必要な支援につながるよう人材育成を進めます

4 令和6年度に実施する子ども・若者等の意見を聴取し、反映させるための取組について

次期子ども・若者支援計画策定にあたっては、以下のような子ども・若者等、当事者の意見を聴取し反映させるための取組を実施。

取組名	趣旨・目的	想定する対象者	実施期間
次期計画案に対する子ども・若者向けパブリックコメント	子ども・若者が理解しやすい計画素案（やさしい版）を作成し、パブリックコメントにより意見を聴取・反映する	小学生～若者 (おおむね39歳まで)	R6.4～R7.3 (準備期間含む)
LINEを活用した子ども・若者意見聴取事業	身近なコミュニケーションツールであるLINEの機能を活用し、子ども・若者から意見表明しやすい形式で意見を聴取し、反映する	高校生・大学生等 (おおむね39歳まで)	R6.4～R7.3
子ども・若者意見交流会	ファシリテータのもと、子ども・若者支援について対面形式で意見を聴取し、反映する	高校生・大学生	R6.4～8 (準備期間含む)
地域の活動から子ども・若者の思いを聴く取組	地域で行われている子ども・若者向けの活動から意見等を吸い上げ、施策に反映する	地域活動を実施する関係団体 活動に参加する子ども・若者	R6.4～8
声を上げにくい子ども・若者の思いを聴く取組	幼児や課題を抱える子ども・若者の声を聴くために、普段接している支援者等にヒアリングを行い、その思いを聴取し、反映する	幼児または困難を抱える子ども・若者 (不登校、障害、いじめ、ひきこもり等)	R6.4～8

5 今後のスケジュール

大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 開催予定

	日時	内容	
第1回	令和6年4月25日(木) 全体会終了後	諮問 次期子ども・若者支援計画について (次期計画に係る重点項目、今後のスケジュール)	
第2回	令和6年 6月28日(金) 午後	次期子ども・若者支援計画骨子案について	
第3回	令和6年 8月22日(木) 午後	教育・保育提供体制の確保方策について 計画素案の検討	8月 意見交流会実施予定
第4回	令和6年10月17日(木) 午前	計画素案の検討	
第5回	令和6年11月20日(水) 午後	パブコメ案の検討(子どもパブコメ用素案)	1月 パブリックコメント実施予定
第6回	令和6年2月未定	最終案の検討	
	令和6年3月末	答申	

※日時につきましては、今後変更する可能性があります。その際は再度調整をさせていただきます。

※場所につきましては、別途ご連絡をさせていただきます。